

情報基盤システムサービス 提案書作成要領

令和4年12月

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

目次

1. 評価方法	2
2. 総合評価点の算出方法	
2.1. 概要	2
2.2. 価格点	2
2.3. 技術点	
(ア) 基礎点	2
(イ) 加点	
(1) 第一次評価	2
(2) 第二次評価	3
2.4. 重要評価視点	
(ア) 重要評価視点の設定	4
(イ) 重要評価視点の評価観点	
(1) 安定性の向上	4
(2) 安全性の向上	4
(3) 利便性の向上	4
(4) 経済性の向上	5
3. 提案書	
3.1. 提出物	5
3.2. 提案書作成要領	
(ア) 概要書	5
(イ) 基本提案書	5
(ウ) 別添提案書	6
(エ) 留意事項	6
3.3. 提案書の合格基準	7
4. 現場確認の実施	
(ア) 実施要件	7
(イ) 実施内容	7
(ウ) 実施受付	7
5. 質問等	7
6. 資料等の閲覧	8
7. 提案書の提出	
(ア) 提出場所	8
(イ) 提出期限	8

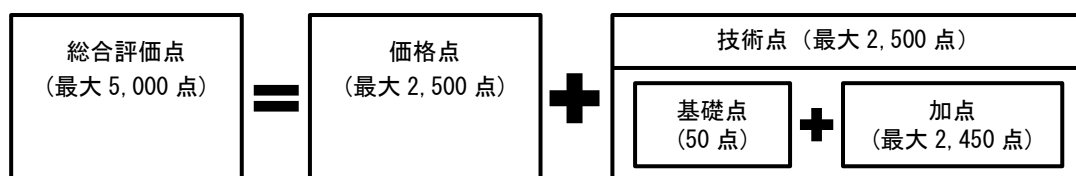
1. 評価方法

- a. 本調達の受託者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。
- b. 総合評価は、価格点及び技術点を合算して得た値（以下「総合評価点」という。）をもって行うものとする。
- c. 技術点の採点は、当研究所の理事長が任命する技術審査職員が行うものとする。

2. 総合評価点の算出方法

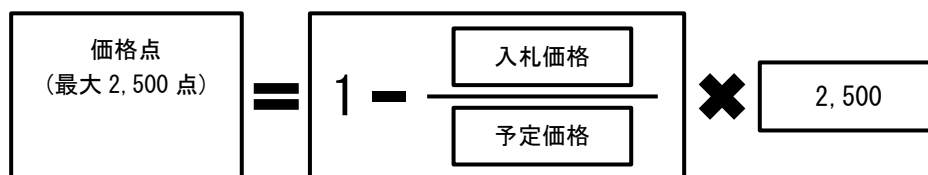
2.1. 概要

- a. 総合評価点は、価格点（入札価格に基づく得点、最大 2,500 点）及び技術点（提案内容に基づく得点、最大 2,500 点）を合算して得た値とし、最大 5,000 点である。
- b. 技術点は、基礎点（50 点）及び加点（最大 2,450 点）を合算して得た値とする。



2.2. 価格点

- a. 価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を 1 から減じて得た値に 2,500 を乗じて小数点第 3 位以下を切り捨てた値とする。



2.3. 技術点

(ア) 基礎点

- a. 「3.3. 提案書の合格基準」に基づいて合格と判定した提案書に対し、技術点に係る基礎点として一律 50 点を付与する。

(イ) 加点

(1) 第一次評価

- a. 合格と判定した提案書を対象にして、提案内容に対する第一次評価を行う。
- b. 第一次評価は、別紙 2 の評価基準内に示す評価要素ごとに、「第一次評価基準」に基づく評価を行う。
- c. 複数の提案内容が「A」に該当し優劣をつけがたい場合は、当該提案内容を全て「A」と判定し、「B」は該当なしとする。
- d. 複数の提案内容が「B」に該当し優劣をつけがたい場合は、当該提案内容を全て「B」と判定する。
- e. 評価結果に対して、「第一次評価採点基準」に基づく採点を行う。
- f. 採点結果を評価項目ごとに合計して得た値を「第一次評価点」とする。

第一次評価基準

評価	評価基準
A	具体性・信頼性があると認められる提案の中で、相対的な評価を第1位と判定したもの。
B	具体性・信頼性があると認められる提案の中で、相対的な評価が第2位と判定したもの。
C	具体性・信頼性があると認められる提案の中で、相対的な評価が第3位以下と判定したもの。
D	提案内容に具体性・信頼性があると認めがたい場合や有効な提案がなかった場合など、加点に値しないと判定したもの。

第一次評価採点基準

評価	配点	
	重要評価視点に該当する評価要素	重要評価視点に該当しない評価要素
A	10点（満点）	5点（満点）
B	8点	4点
C	2点	1点
D	0点	0点

(2) 第二次評価

- 第一次評価の結果に基づいて、提案内容に対する第二次評価を行う。
- 第二次評価は、別紙2の評価項目ごとに、「第二次評価基準」に基づく評価を行う。
- 複数の提案内容が「A」に該当した場合は、当該提案内容を全て「A」と判定し、「B」は該当なしとする。
- 複数の提案内容が「B」に該当した場合は、当該提案内容を全て「B」と判定する。
- 評価結果に対して、「第二次評価採点基準」に基づく採点を行う。
- 採点結果を合計して得た値を技術点に係る加点とし、最大2,450点を付与する。

第二次評価基準

評価	評価基準
A	具体性・信頼性があると認められる提案の中で、第一次評価点を第1位と判定したもの。
B	具体性・信頼性があると認められる提案の中で、第一次評価点を第2位と判定したもの。
C	具体性・信頼性があると認められる提案の中で、第一次評価点を第3位以下と判定したもの。
D	提案内容に具体性・信頼性があると認めがたい場合や有効な提案がなかった場合など、加点に値しないと判定したもの。

第二次評価採点基準

評価	配点		
A	150点（最大加点）	100点（最大加点）	50点（最大加点）
B	120点	80点	40点
C	30点	20点	10点
D	0点	0点	0点

2.4. 重要評価視点

(ア) 重要評価視点の設定

- a. 各評価項目に対する評価観点として特に重要なものを、重要評価視点とする。
- b. 第一次評価採点基準において、重要評価視点に該当する評価要素に対する配点の比重については、他の評価要素の2倍とする。

(イ) 重要評価視点の評価観点

(1) 安定性の向上

- a. 安定性の向上に関して、以下の要素を満たす内容で、具体的な実現方法が示されていること。
 - ①24時間365日安定した連続運用が可能なサービスの提供
 - ②契約期間を通じてメーカーサポートを受けられる見込みのある製品の提供
 - ③サービスの特性に応じた冗長化
 - ④サービスの特性に応じたバックアップ及び復元
 - ⑤運用のしやすさへの配慮
- b. 安定性の向上に関して、効果を測定するための指標及び目標値が示されていること。
- c. 安定性の向上に関して、懸念されるリスクを例示した上で、具体的な対応策が示されていること。

(2) 安全性の向上

- a. 安全性の向上に関して、以下の要素を満たす内容で、具体的な実現方法が示されていること。
 - ①当研究所の情報セキュリティポリシー等に適合するセキュリティ対策の確実な実施
 - ②当研究所が保有する情報の機密性・完全性・可用性の担保
 - ③サービスの特性に応じた多要素認証
 - ④サービスの特性に応じたマルウェア対策
 - ⑤契約期間を通じて継続的なセキュリティ対策の最適化
- b. 安全性の向上に関して、効果を測定するための指標及び目標値が示されていること。
- c. 安全性の向上に関して、懸念されるリスクを例示した上で、具体的な対応策が示されていること。

(3) 利便性の向上

- a. 利便性の向上に関して、以下の要素を満たす内容で、具体的な実現方法が示されていること。
 - ①業務の集約・一元化
 - ②処理の自動化・省力化
 - ③レスポンスの向上
 - ④多様な利用者に対するアクセシビリティへの配慮
 - ⑤操作性の最適化
- b. 利便性の向上に関して、効果を測定するための指標及び目標値が示されていること。

- c. 利便性の向上に関して、懸念されるリスクを例示した上で、具体的な対応策が示されていること。

(4) 経済性の向上

- a. 経済性の向上に関して、以下の要素を満たす内容で、具体的な実現方法が示されていること。
 - ①当研究所の規模に見合った適正なスペックのサービスの提供
 - ②コスト削減と安定性・安全性・利便性の向上との両立
 - ③運用工数の効率化
 - ④運用に関連して生じる後年度負担の低減
- b. 経済性の向上に関して、効果を測定するための指標及び目標値が示されていること。
- c. 経済性の向上に関して、懸念されるリスクを例示した上で、具体的な対応策が示されていること。

3. 提案書

3.1. 提出物

- a. 以下の提案書を提出すること。

内容	数量
概要書	正 1 部・副 3 部
基本提案書	正 1 部・副 3 部
別添提案書	正 1 部・副 3 部
上記書類の電子ファイルを保存した CD-R 等電子媒体	2 式

- b. 電子ファイルは、当研究所のクライアント PC で閲覧可能な形式（Word2016、Excel2016、PowerPoint2016 又は PDF）で作成すること。

3.2. 提案書作成要領

(ア) 概要書

- a. 概要書には、提案書の基本的な考え方及びアピールポイントを 20 ページ以内で記載すること。
- b. 様式は任意とするが、全体が統一された形式で作成すること。
- c. A4 判に製本して提出すること。

(イ) 基本提案書

- a. 基本提案書には、要求仕様書及び要件定義書に記載されている要件に対する遵守の可否について、別紙 1 の評価基準に従って記載すること。
- b. 様式 1 を使用して作成すること。
- c. 遵守確認欄には、要求仕様書又は要件定義書に記載されている全ての要件を遵守可能である場合に限り、「○」を記入すること。
- d. 提案内容欄には、要求仕様書又は要件定義書に記載されている全ての要件を遵守可能である場合に限り、その旨を明確に記入すること。

- e. 別添提案書該当ページ欄には、提案内容に対応する別添提案書のページ番号を記入すること。
- f. A4 判に製本して提出すること。
- g. 基本提案書の記入方法については、別紙 3 を参照すること。

(ウ) 別添提案書

- a. 別紙 1 の加点有無欄に「あり」と表示されている全ての評価項目について、別添提案書を作成すること。
- b. 別添提案書には、要求仕様書及び要件定義書に記載されている要件に対する具体的な提案内容について、別紙 2 の評価基準に従って記載すること。
- c. 様式は任意とするが、全体が統一された形式で作成すること。
- d. 項番順にページを分けて作成すること。
- e. 共通のヘッダーを設けて、以下の内容を記入すること。
 - ①項番
 - ②評価項目
- f. 提案内容は、評価基準内の評価要素ごとに項目を分けて記載すること。
- g. 各項目の見出しとして、評価要素の番号及び名前（適宜簡略化してもよい。）を記入すること。
- h. 評価要素の中に提案しないものがある場合は、当該項目の見出しを記入した上で、「提案なし」と記載すること。
- i. 一連のページ番号を記入すること。
- j. 提案内容の根拠となるパンフレット等の公表資料（以下「エビデンス」という。）を添付すること。
- k. 提案内容とエビデンスの対応関係がわかるように、以下の作業を行うこと。
 - ①エビデンスに一連の資料番号を付すこと。
 - ②エビデンスが複数ページにわたる資料の場合は、ページ番号を付すこと。
 - ③エビデンス全体の冒頭部に、資料番号順の目次を付すこと。
 - ④各エビデンスの右端に、資料番号を記入した目次シールを貼付すること。
 - ⑤各提案内容の文中又は文末に、対応するエビデンスの資料番号及びページ番号を記入すること。
 - ⑥各エビデンスにおいて提案内容の根拠が書かれた箇所に、蛍光ペンによるハイライト表示を行うこと。
- l. A4 判に製本して提出すること。
- m. 別添提案書の記入方法については、別紙 4 を参照すること。

(エ) 留意事項

- a. わかりやすい日本語で記載すること。
- b. 技術審査職員が、特段の専門的知識や製品情報を必要とせずに評価が可能な内容で作成すること。
- c. 必要に応じて、用語解説を添付すること。
- d. 連絡先（担当者名・部署・電話番号・メールアドレス）を明記すること。

- e. 補足資料の提出やヒアリング等を求める場合があるので、当研究所の指示に従って対応すること。

3.3. 提案書の合格基準

- a. 以下の全ての条件を満たした提案書を合格とする。
 - ①基本提案書の全ての遵守確認欄について、「○」が記入されていること。
 - ②基本提案書の全ての提案内容欄について、根拠をもって評価基準を満たす旨が明確に記入されていること。
 - ③加点对象の全ての評価項目について、所定の別添提案書が提出されていること。

4. 現場確認の実施

(ア) 実施要件

- a. 提案書の作成に際し、当研究所内におけるスイッチ収容場所、無線 AP 設置場所等の現場確認を実施すること。
- b. 現場確認には責任者 1 名を含むエンジニア 1 名以上を参加させること。
- c. 令和 4 年 12 月 1 日現在、直近 1 年間で 1 回以上現場確認を実施したことがある事業者に対しては本現場確認を免除するが、希望により実施することを妨げない。

(イ) 実施内容

- a. 実施期間：入札公告日の翌々営業日～12 月 27 日(火)の平日・営業時間内
- b. 実施時間：10 時～17 時（6 時間程度）
- c. 対象場所
 - ①特別支援教育情報センター棟：1F-3F EPS 室
 - ②研究管理棟：1F-3F EPS 室
 - ③研修棟：各部屋
 - ④東研修員宿泊棟：スイッチ収容場所、宿泊室 1 室、学習室
 - ⑤西研修員宿泊棟：スイッチ収容場所、宿泊室 1 室、学習室
 - ⑥生活支援研究棟：各部屋

(ウ) 実施受付

- a. 受付期間内に、メールにて実施希望日を連絡すること。
 - ①受付期間：入札公告日 12 時～12 月 23 日(金) 12 時
 - ②連絡先：総務部研修情報課図書・情報システム室
a-jokan [@] nise.go.jp ([@] を@に変えること)
- b. 実施希望日の 2 営業日前までに連絡し、当研究所と日程調整を行うこと。

5. 質問等

- a. 質問等を行う場合は、受付期限までに、メールにて質問書を提出すること。
 - ①受付期限：令和 5 年 1 月 19 日(木) 12 時
 - ②提出先：総務部財務課契約係
iken2022 [@] nise.go.jp ([@] を@に変えること)

- b. 質問書に対して、令和5年2月2日(木) 12時までに回答するものとする。

6. 資料等の閲覧

- a. 資料等の閲覧を希望する場合は、受付期限までに、メールにてその旨を連絡すること。
- ①受付期限：令和5年1月5日(木) 12時
 - ②閲覧期限：令和5年2月2日(木) 12時
 - ③連絡先：総務部研修情報課図書・情報システム室
a-jokan [@] nise.go.jp ([@] を@に変えること)
- b. 担当職員からの返信メールの指示に従い閲覧すること。

7. 提案書の提出

(ア) 提出場所

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比 5-1-1
国立特別支援教育総合研究所
総務部財務課契約係 村岡 佑樹
iken2022 [@] nise.go.jp ([@] を@に変えること)

(イ) 提出期限

令和5年2月9日(木) 12時(郵送可)
郵送の場合は必着のこと。

様式1 基本提案書

分類	項番	評価項目	加点 有無	別添提案書 項番	遵守 確認	提案内容	別添提案書 該当ページ
要求仕様書							
1. 概要							
	1	概要	あり	1			
2. 調達に関する事項							
	2	調達内容	-	-			
	3	調達範囲	-	-			
	4	次期システムの提供範囲	-	-			
	5	納期	-	-			
	6	成果物	-	-			
	7	入札制限、制約条件等	-	-			
3. 提供サービス内容							
	8	サービス開始および機器の設置等に関する前提条件	-	-			
	9	プロジェクト全体にかかる提供サービス内容	-	-			
	10	システム運用・保守に係る提供サービス内容	-	-			
4. 秘密保持契約							
	11	秘密保持契約	-	-			

様式1 基本提案書

分類	項番	評価項目	加 点 有 無	別添提案書 項番	遵守 確認	提案内容	別添提案書 該当ページ
	5. 例外の協議						
	12	例外の協議	-	-			
	6. その他						
	13	政府・省庁規程及び各種ガイドラインへの準拠	-	-			
	14	政府・省庁規程及び各種ガイドラインの動向への留意	-	-			
	15	法律・規格への準拠	-	-			
	16	閲覧・提供資料	-	-			
	17	技術仕様等に関する留意事項	-	-			
	18	提案に関する留意事項	-	-			
	19	その他の留意事項	あり	2			
	7. 性能、機能に関する要件						
	20	基本要件	-	-			

様式1 基本提案書

分類	項番	評価項目	加 点 有 無	別添提案書 項番	遵守 確認	提案内容	別添提案書 該当ページ
要件定義書							
1. 概要							
	21	概要	-	-			
2. 全般的要件							
	22	性能等（基本要件）	-	-			
	23	データセンター	あり	3			
	24	クラウドサービスの利用	-	-			
	25	セキュリティ対策	-	-			
	26	その他	-	-			
3. 各サービス要件							
	27	情報サービス基盤システム（共通事項）	あり	4			
	28	プラットフォームサービス	あり	5			
	29	統合認証サービス	あり	6			
	30	仮想デスクトップサービス	あり	7			
	31	プリントサービス	あり	8			
	32	ストレージサービス	あり	9			
	33	メールサービス	あり	10			

様式1 基本提案書

分類	項番	評価項目	加 点 有 無	別添提案書 項番	遵守 確認	提案内容	別添提案書 該当ページ
	34	グループウェアサービス	あり	11			
	35	情報ネットワーク基盤システム（共通事項）	あり	12			
	36	有線LAN整備	あり	13			
	37	無線LAN整備	あり	14			
	38	VPN接続サービス	あり	15			
	39	内部向けDNSサービス	あり	16			
	40	外部向けDNSサービス	あり	17			
	41	証明書管理サービス	あり	18			
	42	DHCPサービス	あり	19			
	43	RADIUSサービス	あり	20			
	44	情報セキュリティ基盤システム（共通事項）	あり	21			
	45	ゲートウェイセキュリティ対策サービス	あり	22			
	46	エンドポイントセキュリティ対策サービス	あり	23			
	47	シンクライアント端末	あり	24			
	48	クライアントソフトウェア	あり	25			

様式1 基本提案書

分類	項番	評価項目	加点 有無	別添提案書 項番	遵守 確認	提案内容	別添提案書 該当ページ
	49	利用者情報管理の効率化	あり	26			
	50	仮想デスクトップ画面表示の効率化	あり	27			
	4. 保守・運用支援要件						
	51	保守・運用支援サービス（共通事項）	あり	28			
	52	保守	あり	29			
	53	運用支援	あり	30			
	54	システム監視サービス	あり	31			
	55	ログ管理サービス	あり	32			
	56	バックアップ管理サービス	あり	33			
	5. システム移行要件						
	57	現行システムからの移行	あり	34			
	58	次期システムへの移行	-	-			
	59	契約期間終了後の取扱い	-	-			
	60	契約の延長	-	-			

別紙1 提案書評価項目一覧表（基礎点）

分類	項番	評価項目	加 点 有 無	別添提案書 項番	評価基準
要求仕様書					
1. 概要					
	1	概要	あり	1	要求仕様書「1. 概要」に記載されている全ての内容を理解した旨が明確に示されていること。
2. 調達に関する事項					
	2	調達内容	-	-	要求仕様書「2.1.1. 調達内容」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	3	調達範囲	-	-	要求仕様書「2.1.2. 調達範囲」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	4	次期システムの提供範囲	-	-	要求仕様書「2.1.3. 次期システムの提供範囲」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	5	納期	-	-	要求仕様書「2.1.4. 納期」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	6	成果物	-	-	要求仕様書「2.1.5. 成果物」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	7	入札制限、制約条件等	-	-	要求仕様書「2.1.6. 入札制限、制約条件等」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
3. 提供サービス内容					
	8	サービス開始および機器の設置等に関する前提条件	-	-	要求仕様書「3.1. サービス開始および機器の設置等に関する前提条件」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	9	プロジェクト全体にかかる提供サービス内容	-	-	要求仕様書「3.2. プロジェクト全体にかかる提供サービス内容」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	10	システム運用・保守に係る提供サービス内容	-	-	要求仕様書「3.3. システム運用・保守に係る提供サービス内容」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
4. 秘密保持契約					
	11	秘密保持契約	-	-	要求仕様書「4. 秘密保持契約」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
5. 例外の協議					
	12	例外の協議	-	-	要求仕様書「5. 例外の協議」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
6. その他					
	13	政府・省庁規程及び各種ガイドラインへの準拠	-	-	要求仕様書「6.1. 政府・省庁規程及び各種ガイドラインへの準拠」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	14	政府・省庁規程及び各種ガイドラインの動向への留意	-	-	要求仕様書「6.2. 政府・省庁規程及び各種ガイドラインの動向への留意」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	15	法律・規格への準拠	-	-	要求仕様書「6.3. 法律・規格への準拠」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	16	閲覧・提供資料	-	-	要求仕様書「6.4. 閲覧・提供資料」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	17	技術仕様等に関する留意事項	-	-	要求仕様書「6.5. 技術仕様等に関する留意事項」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	18	提案に関する留意事項	-	-	要求仕様書「6.6. 提案に関する留意事項」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	19	その他の留意事項	あり	2	要求仕様書「6.7. その他の留意事項」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
7. 性能、機能に関する要件					
	20	基本要件	-	-	要求仕様書「7.1. 基本要件」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。

別紙1 提案書評価項目一覧表（基礎点）

分類	項番	評価項目	加 点 有 無	別添提案書 項番	評価基準
要件定義書					
1. 概要					
	21	概要	-	-	要件定義書「1. 概要」に記載されている全ての内容を理解した旨が明確に示されていること。
2. 全般的要件					
	22	性能等（基本要件）	-	-	要件定義書「2.1. 性能等」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	23	データセンター	あり	3	要件定義書「2.2. データセンター」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	24	クラウドサービスの利用	-	-	要件定義書「2.3. クラウドサービスの利用」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	25	セキュリティ対策	-	-	要件定義書「2.4. セキュリティ対策」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	26	その他	-	-	要件定義書「2.5. その他」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
3. 各サービス要件					
	27	情報サービス基盤システム（共通事項）	あり	4	要件定義書「3.1.1. 共通事項」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	28	プラットフォームサービス	あり	5	要件定義書「3.1.2. プラットフォームサービス」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	29	統合認証サービス	あり	6	要件定義書「3.1.3. 統合認証サービス」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	30	仮想デスクトップサービス	あり	7	要件定義書「3.1.4. 仮想デスクトップサービス」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	31	プリントサービス	あり	8	要件定義書「3.1.5. プリントサービス」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	32	ストレージサービス	あり	9	要件定義書「3.1.6. ストレージサービス」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	33	メールサービス	あり	10	要件定義書「3.1.7. メールサービス」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	34	グループウェアサービス	あり	11	要件定義書「3.1.8. グループウェアサービス」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	35	情報ネットワーク基盤システム（共通事項）	あり	12	要件定義書「3.2.1. 共通事項」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	36	有線LAN整備	あり	13	要件定義書「3.2.2. 有線LAN整備」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	37	無線LAN整備	あり	14	要件定義書「3.2.3. 無線LAN整備」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	38	VPN接続サービス	あり	15	要件定義書「3.2.4. VPN接続サービス」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	39	内部向けDNSサービス	あり	16	要件定義書「3.2.5. 内部向けDNSサービス」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	40	外部向けDNSサービス	あり	17	要件定義書「3.2.6. 外部向けDNSサービス」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	41	証明書管理サービス	あり	18	要件定義書「3.2.7. 証明書管理サービス」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	42	DHCPサービス	あり	19	要件定義書「3.2.8. DHCPサービス」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	43	RADIUSサービス	あり	20	要件定義書「3.2.9. RADIUSサービス」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	44	情報セキュリティ基盤システム（共通事項）	あり	21	要件定義書「3.3.1. 共通事項」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	45	ゲートウェイセキュリティ対策サービス	あり	22	要件定義書「3.3.2. ゲートウェイセキュリティサービス」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	46	エンドポイントセキュリティ対策サービス	あり	23	要件定義書「3.3.3. エンドポイントセキュリティサービス」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。

別紙1 提案書評価項目一覧表（基礎点）

分類	項番	評価項目	加点 有無	別添提案書 項番	評価基準
	47	シンクライアント端末	あり	24	要件定義書「3.4.1. シンクライアント端末」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	48	クライアントソフトウェア	あり	25	要件定義書「3.4.2. クライアントソフトウェア」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	49	利用者情報管理の効率化	あり	26	要件定義書「3.5.1. 利用者情報管理の効率化」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	50	仮想デスクトップ画面表示の効率化	あり	27	要件定義書「3.5.2. 仮想デスクトップ画面表示の効率化」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	4. 保守・運用支援要件				
	51	保守・運用支援サービス（共通事項）	あり	28	要件定義書「4.1. 共通事項」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	52	保守	あり	29	要件定義書「4.2. 保守」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	53	運用支援	あり	30	要件定義書「4.3. 運用支援」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	54	システム監視サービス	あり	31	要件定義書「4.4.1. システム監視サービス」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	55	ログ管理サービス	あり	32	要件定義書「4.4.2. ログ管理サービス」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	56	バックアップ管理サービス	あり	33	要件定義書「4.4.3. バックアップ管理サービス」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	5. システム移行要件				
	57	現行システムからの移行	あり	34	要件定義書「5.1. 現行システムからの移行」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	58	次期システムへの移行	-	-	要件定義書「5.2. 次期システムへの移行」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	59	契約期間終了後の取扱い	-	-	要件定義書「5.3. 契約期間終了後の取扱い」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。
	60	契約の延長	-	-	要件定義書「5.4. 契約の延長」に記載されている全ての要件について、遵守可能である旨が明確に示されていること。

別紙2 提案書評価項目一覧表（加点点）

分類	項番	評価項目	最大 加点点	評価基準
要求仕様書				
1. 概要				
	1	作業スケジュール案	50	要求仕様書「1.3.4. 作業スケジュール案」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①作業スケジュール案を示すこと。 ②スケジュールの遅延に関して、想定される要因を例示した上で、具体的な対応策を示すこと。 ③スケジュールの遅延以外のリスクに関して、想定される要因を例示した上で、具体的な対応策を示すこと。
6. その他				
	2	女性活躍推進法・次世代法に基づく認定	50	以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づいて、以下のいずれかの認定を受けていること。 又は、一般事業主行動計画策定済（※1）であること。 ・えるぼし認定1段階目（労働時間等の働き方に係る基準を満たすこと） ・えるぼし認定2段階目（同上） ・えるぼし認定3段階目 ・プラチナえるぼし認定 ②次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づいて、以下のいずれかの認定を受けていること。 ・旧くるみん認定（※2） ・新くるみん認定（※3） ・プラチナくるみん認定 ※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下の者）に限る。 また、計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ。 ※2 次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定された場合。 ※3 次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定された場合。
要件定義書				
2. 全般的要件				
	3	データセンター	100	要件定義書「2.2. データセンター」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①利用するデータセンターの名称・規格・性能を示すこと。 ②利用するデータセンターの令和4年度における官公庁・大学・研究機関での利用実績を示すこと。 ③安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ④安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
3. 各サービス要件				
	4	情報サービス基盤システム（共通事項）	100	要件定義書「3.1.1. 共通事項」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①業務要件及び性能等要件の実現方法を示すこと。 ②情報サービス基盤システムのサービス構成を示すこと。 ③安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ④安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]

別紙2 提案書評価項目一覧表（加点）

分類		項番	評価項目	最大 加点	評価基準
		5	プラットフォームサービス	100	要件定義書「3.1.2. プラットフォームサービス」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①業務要件の実現方法を示すこと。 ②物理サーバ及び仮想サーバの構成を示すこと。 ③仮想サーバのリソース配分を示すこと。 ④提供する製品の名称・規格・性能を示すこと。 ⑤安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑦利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑧経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
		6	統合認証サービス	100	要件定義書「3.1.3. 統合認証サービス」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①業務要件及び機能要件の実現方法を示すこと。 ②提供する製品の名称・規格・性能を示すこと。 ③安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ④安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
		7	仮想デスクトップサービス	100	要件定義書「3.1.4. 仮想デスクトップサービス」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①業務要件及び機能要件の実現方法を示すこと。 ②提供する製品の名称・規格・性能を示すこと。 ③安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ④安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
		8	プリントサービス	50	要件定義書「3.1.5. プリントサービス」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①業務要件及び機能要件の実現方法を示すこと。 ②提供する製品の名称・規格・性能を示すこと。 ③安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ④安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
		9	ストレージサービス	50	要件定義書「3.1.6. ストレージサービス」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①業務要件及び機能要件の実現方法を示すこと。 ②提供する製品の名称・規格・性能を示すこと。別途調達するMicrosoft 365を利用するものについては、その旨を明記すること。 ③安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ④安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
		10	メールサービス	50	要件定義書「3.1.7. メールサービス」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①業務要件及び機能要件の実現方法を示すこと。 ②提供する製品の名称・規格・性能を示すこと。別途調達するMicrosoft 365を利用するものについては、その旨を明記すること。 ③安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ④安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]

別紙2 提案書評価項目一覧表（加点）

分類		項番	評価項目	最大 加点	評価基準
		11	グループウェアサービス	50	要件定義書「3.1.8. グループウェアサービス」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①業務要件及び機能要件の実現方法を示すこと。 ②提供する製品の名称・規格・性能を示すこと。別途調達するMicrosoft 365を利用するものについては、その旨を明記すること。 ③安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ④安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
		12	情報ネットワーク基盤システム（共通事項）	100	要件定義書「3.2.1. 共通事項」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①業務要件及び性能等要件の実現方法を示すこと。 ②情報ネットワーク基盤システムのサービス構成を示すこと。 ③利用者別に、ログインから所定のVLANに接続するまでのフローチャートを示すこと。 ④安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑦経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
		13	有線LAN整備	100	要件定義書「3.2.2. 有線LAN整備」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①業務要件及び機能要件の実現方法を示すこと。 ②提供する製品の名称・規格・性能・数量を示すこと。 ③安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ④安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
		14	無線LAN整備	100	要件定義書「3.2.3. 無線LAN整備」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①業務要件及び機能要件の実現方法を示すこと。 ②提供する製品の名称・規格・性能・数量を示すこと。 ③東・西研修員宿泊棟について、無線APの設置場所を示したフロア別の平面図を示すこと。 ④安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑦経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
		15	VPN接続サービス	50	要件定義書「3.2.4. VPN接続サービス」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①業務要件及び機能要件の実現方法を示すこと。 ②提供する製品の名称・規格・性能を示すこと。 ③安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ④安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
		16	内部向けDNSサービス	50	要件定義書「3.2.5. 内部向けDNSサービス」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①業務要件及び機能要件の実現方法を示すこと。 ②提供する製品の名称・規格・性能を示すこと。 ③安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ④安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]

別紙2 提案書評価項目一覧表（加点）

分類		項番	評価項目	最大 加点	評価基準
		17	外部向けDNSサービス	50	要件定義書「3.2.6. 外部向けDNSサービス」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①業務要件及び機能要件の実現方法を示すこと。 ②提供する製品の名称・規格・性能を示すこと。 ③安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ④安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
		18	証明書管理サービス	50	要件定義書「3.2.7. 証明書管理サービス」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①業務要件及び機能要件の実現方法を示すこと。 ②提供する製品の名称・規格・性能を示すこと。 ③安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ④安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
		19	DHCPサービス	50	要件定義書「3.2.8. DHCPサービス」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①業務要件及び機能要件の実現方法を示すこと。 ②提供する製品の名称・規格・性能を示すこと。 ③安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ④安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
		20	RADIUSサービス	50	要件定義書「3.2.9. RADIUSサービス」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①業務要件及び機能要件の実現方法を示すこと。 ②提供する製品の名称・規格・性能を示すこと。 ③安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ④安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
		21	情報セキュリティ基盤システム（共通事項）	100	要件定義書「3.3.1. 共通事項」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①業務要件及び性能等要件の実現方法を示すこと。 ②情報セキュリティ基盤システムのサービス構成を示すこと。 ③安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ④安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
		22	ゲートウェイセキュリティ対策サービス	100	要件定義書「3.3.2. ゲートウェイセキュリティ対策サービス」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①業務要件及び機能要件の実現方法を示すこと。 ②提供する製品の名称・規格・性能を示すこと。 ③提供する製品の直近3年間における官公庁・大学・研究機関での導入実績を示すこと。 ④安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑦経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]

別紙2 提案書評価項目一覧表（加点）

分類		項番	評価項目	最大 加点	評価基準
		23	エンドポイントセキュリティ対策サービス	100	要件定義書「3.3.3. エンドポイントセキュリティ対策サービス」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①業務要件及び機能要件の実現方法を示すこと。 ②提供する製品の名称・規格・性能を示すこと。別途調達するMicrosoft 365を利用するものについては、その旨を明記すること。 ③安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ④安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
		24	シンククライアント端末	50	要件定義書「3.4.1. シンククライアント端末」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①提供する製品の名称・規格・性能を示すこと。 ②安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ③安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ④利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
		25	クライアントソフトウェア	50	要件定義書「3.4.2. クライアントソフトウェア」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①提供する製品の名称・規格・性能を示すこと。 ②安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ③安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ④利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
		26	利用者情報管理の効率化	150	要件定義書「3.5.1. 利用者情報管理の効率化」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①同「3.5.1.b.」に示す業務について、実際の作業の流れを示すこと。 ②前項で示した各作業について、提供するどの製品のどの機能により実現するかを示すこと。 ③提案内容により期待される利用者情報管理の効率化の効果について、以下の観点に基づいて具体的に示すこと。[重要評価視点] [1] 業務の集約・一元化 [2] 各業務における作業の省力化 [3] 各作業における処理の高速化 [4] 担当職員の心理的ストレスの軽減 ④安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑦経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
		27	仮想デスクトップ画面表示の効率化	150	要件定義書「3.5.2. 仮想デスクトップ画面表示の効率化」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①同「3.5.2.b.」に示す利用形態ごとに、シンククライアント端末の電源投入から仮想デスクトップ画面表示までのフローチャートを示すこと。 ②前項のフローチャートにおける各処理段階について、提供するどの製品のどの機能により実現するかを示すこと。 ③提案内容により期待される仮想デスクトップ画面表示の効率化の効果について、以下の観点に基づいて具体的に示すこと。[重要評価視点] [1] 利用者に求められる作業の省力化 [2] 利用者認証及び端末認証プロセスにおける処理の高速化 [3] 仮想デスクトップ画面表示プロセスにおける処理の高速化 [4] 利用者の心理的ストレスの軽減 ④安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑦経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]

別紙2 提案書評価項目一覧表（加点）

分類	項番	評価項目	最大 加点	評価基準
	4. 保守・運用支援要件			
	28	保守・運用支援サービス（共通事項）	50	要件定義書「4.1. 共通事項」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①同「4.1.1. 実施体制」について、サービス内容を示すこと。 ②同「4.1.2. 業務時間」について、サービス内容を示すこと。 ③同「4.1.3. 受付窓口」について、サービス内容を示すこと。 ④同「4.1.4. 連絡会議」について、サービス内容を示すこと。 ⑤同「4.1.5. 作業方法」について、サービス内容を示すこと。 ⑥安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑦安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑧利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑨経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
	29	保守	50	要件定義書「4.2. 保守」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①同「4.2.1. システム監視」について、サービス内容を示すこと。 ②同「4.2.2. ハードウェア保守」について、サービス内容を示すこと。 ③同「4.2.3. サーバソフトウェアアップデート」について、サービス内容を示すこと。 ④同「4.2.4. クライアントソフトウェアアップデート」について、サービス内容を示すこと。 ⑤安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑦利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑧経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
	30	運用支援	50	要件定義書「4.3. 運用支援」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①「4.3.1. 問い合わせ対応」について、サービス内容を示すこと。 ②「4.3.2. システム障害対応」について、サービス内容を示すこと。 ③「4.3.3. 担当職員向けマニュアルの作成・提供」について、サービス内容を示すこと。 ④「4.3.4. 利用者向けマニュアルの作成・提供」について、サービス内容を示すこと。 ⑤安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑦利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑧経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
	31	システム監視サービス	50	要件定義書「4.4.1. システム監視サービス」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①業務要件及び機能要件の実現方法を示すこと。 ②提供する製品の名称・規格・性能を示すこと。 ③安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ④安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
	32	ログ管理サービス	50	要件定義書「4.4.2. ログ管理サービス」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①業務要件及び機能要件の実現方法を示すこと。 ②提供する製品の名称・規格・性能を示すこと。 ③安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ④安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]
	33	バックアップ管理サービス	50	要件定義書「4.4.3. バックアップ管理サービス」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①業務要件及び機能要件の実現方法を示すこと。 ②提供する製品の名称・規格・性能を示すこと。 ③安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ④安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑤利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]

別紙2 提案書評価項目一覧表（加点）

分類	項番	評価項目	最大 加点	評価基準
	5. システム移行要件			
	34	現行システムからの移行	50	要件定義書「5.1. 現行システムからの移行」に記載されている全ての要件に対して、以下の評価要素ごとに、具体的な提案内容が示されていること。 ①同「5.1.2. データ移行」について、について、サービス内容を示すこと。 ②同「5.1.3. システム切替」について、サービス内容を示すこと。 ③同「5.1.4. 他システム等との接続」について、サービス内容を示すこと。 ④同「5.1.5. システム移行に関する技術的支援」について、サービス内容を示すこと。 ⑤安定性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑥安全性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑦利便性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点] ⑧経済性の向上について、評価観点に対応する形で示すこと。[重要評価視点]

別紙3 基本提案書（記載例）

分類	項番	評価項目	加点 有無	別添提案書 項番	遵守 確認	提案内容	別添提案書 該当ページ
要求仕様書							
1. 概要							
	1	概要	あり	1	○	要求仕様書「1. 概要」に記載されている全ての内容を理解しました。	p. 1～2
2. 調達に関する事項							
	2	調達内容	-	-	○	要求仕様書「2.1.1. 調達内容」に記載されている全ての要件について、遵守可能です。	

加点有無欄に「あり」とある項目の場合は、別添提案書を作成し、提出すること。

要求仕様書又は要件定義書に記載されている全ての要件を遵守可能である場合に限る、「○」を記入すること。

要求仕様書又は要件定義書に記載されている全ての要件を遵守可能である場合に限る、その旨を明確に記載すること。

提案内容に対応する別添提案書のページ番号を記入すること。

別紙 4 別添提案書（記載例）

項 番	6
評価項目	統合認証サービス

共通のヘッダーを設けて、「項番」及び「評価項目」を記入すること。

項目の見出しとして、評価要素の番号及び名前（適宜簡略化してもよい。）を記入すること。

①業務要件及び機能要件の実現方法

機能要件	実現方法
アカウント管理機能	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ エビデンス：資料番号 1
アクセス制御機能	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ エビデンス：資料番号 2
ログイン認証機能	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ エビデンス：資料番号 3（1～3 ページ）

②提供する製品の名称・規格・性能

名称	○○○○○○○○○○○○（○○○○○社製）
規格	・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ・○○ ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
性能	・○○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○
エビデンス	資料番号 4（20～25 ページ）

提案内容の文中又は文末に、対応するエビデンスの資料番号及びページ番号を記入すること。

③安定性の向上について

・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ・○○ ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ・○○ ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ・○○ ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
--

その他、様式は任意とする。